

回覧

新築(増・改築)家屋及び解屋の調査について

住民課では、毎年秋口から年末にかけて固定資産税の課税のため家屋評価を実施しています。つきましては、下記について該当がある場合には、地区会長または役場住民課まで申し出て頂きますようお願いいたします。

記

(1)平成28年中に新築家屋(増・改築も含む)を建築された方、または建築予定の方

※平成28年以前に建築された建物で、未評価の建物も同様です。

(2)平成28年中に家屋を解かれた方、又は解かれる予定の方

※平成28年以前に解かれた建物で、まだ課税台帳に登載されている建物も同様です。

*家屋には、専用住宅だけでなく、倉庫・店舗・牛舎等も含まれます。

小値賀町役場住民課税務係

担当：岩坪 TEL：0959-56-3111